

- 令和7年度に「第2期復興・創生期間」が終了することから、令和8年度以降の復興施策の検討のため、これまでの復興施策の総括を行うべく、復興推進委員会の下に「第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ(総括WG)」を開催。
- 総括WGではこれまで地震・津波被災地域関係を中心に議論。その結果を各分野に係る評価・今後の方向性等として取りまとめ。

【参考】「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和6年3月19日閣議決定) <抜粋>

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 — (1) 地震・津波被災地域  
(略) 第2期復興・創生期間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

## 各分野に係る評価・今後の方向性等

### 1. ハード整備

#### ○ 災害復旧事業 等

→ 概ね完了。残る事業については完了に向け取り組む。

### 2. 心のケア等の被災者支援

#### ○ 被災者支援総合交付金事業 (岩手県・宮城県を念頭)

→ 第2期復興・創生期間中に復興事業を完了し、必要に応じて、一般施策に移行することを目指す。同期間中での完了が困難と考えられる事業については、令和8年度以降可能な限り速やかな完了に向けた具体的な道筋が示されるなどの場合には、今後の在り方を検討する。

#### ○ 災害援護資金

→ 地方自治体において、支払い猶予や償還免除を活用し、引き続き必要な債権管理に努める。

### 3. 被災した子どもに対する支援 (岩手県・宮城県を念頭)

#### ○ 教員加配・スクールカウンセラー配置等

→ 令和8年度以降、一般会計の中で配慮することにより対応が可能。

#### ○ 就学援助

→ 一般施策への移行に向けた対応を総合的に検討する。上記「2.」の被災者支援総合交付金事業と同様に、一定の場合には今後の在り方を検討する。

### 4. 住まいとまちの復興

#### ○ 宅地造成

→ 整備完了。

#### ○ 家賃低廉化・特別家賃低減事業

→ 制度として、家賃低廉化事業は管理開始から20年間、特別家賃低減事業は管理開始から10年間補助することとなっている。

#### ○ 土地活用ハズオン支援事業

→ 他地域の土地活用率と遜色ない活用状況であること、応募件数も減少傾向であることから、事業は終了とするが、必要に応じて事例の紹介や助言等を行う。

### 5. 産業・生業(特区法以外)※

#### 5-1 グループ補助金

→ 概ね完了。基本方針の記載のとおり、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に関し、支援を継続。

#### 5-2 津波立地補助金

→ 令和5年度末にて公募を終了。

#### 5-3 二重ローン対策(CREB、産業復興機構)

→ 制度上、第2期復興・創生期間後も事業継続(支援期間が支援決定から最長15年又は10年。新規の支援決定は終了済み)。

#### 5-4 新しい東北(新ハズオン支援事業・結の場) (岩手県・宮城県を念頭)

→ 基本方針に記載のとおり、令和7年度末までに事業完了。今後は必要に応じて、支援ノウハウ・知見の共有等のサポート。

#### 5-5 新しい東北(新ハズオン支援事業・結の場以外) (岩手県・宮城県を念頭)

→ 令和7年度末までに事業が完了するよう、優良事例の発掘やワークショップの開催を通じ蓄積したノウハウの普及・展開等を行う。

### 6. 産業・生業(特区法)

#### ○ 復興推進計画

##### ・特区税制

→ 適用期限は令和7年度末。この間に活用されるよう積極的に周知。

##### ・金融特例(岩手県・宮城県を念頭)

→ 金融特例(利子補給金)について、令和8年度以降、地震・津波被災地域は新規認定しない。

##### ・規制・手続上の特例

→ 引き続きニーズを踏まえ柔軟な対応。

#### ○ 復興整備計画

→ 引き続きニーズを踏まえ柔軟な対応。

### 7. 地方単独事業等

#### ○ 人材確保対策支援 (岩手県・宮城県を念頭)

→ 復興庁スキームは令和7年度末で終了。総務省スキームは震災復興特別交付税の在り方とともに検討。

#### ○ 震災復興特別交付税

→ 令和8年度以降の復興の在り方に係る検討とともに検討。

### 8. 震災伝承

→ 令和8年度以降も継続する必要があるが、国、地方公共団体、民間がそれぞれの役割を果たしながら連携して進めることが重要。